

十日町病院に関する比較表

区 分	十日町圏域の現状 (十日町市、津南町)	十日町病院の現状	公立病院改革ガイドライン(国)	医療費適正化計画(国)	第4次保健医療計画(県) 魚沼医療圏域	第10次へき地保健医療計画
課 題						
内 容 (目 的)	-	-	地域医療機能体制の整備 経営の効率化 持続可能な 病院経営を目指す。	健康保持、医療効率的提供 の政策目標を設定 医療費 抑制を図る	地域医療提供体制の整備、医療 資源活用、医療機能連携等の推 進。 改定：4疾病5事業の医療連携体 制を構築	左記の計画のうち、へき地 等における保健医療分野 における目的等を再構成。
根拠法令等	-	-	「経済財政改革の基本方針 2007について」(閣議決 定)、「公立病院改革ガイ ドラインについて」(総務省)	高齢者医療確保法、医療費 適正化基本方針(厚生省)	医療法30条の3で県に策定義務 づけ 改定：医療法30条の4第2項第2 号	厚生省通知「第10次へき地 保健医療計画の策定につ いて」(H18年5月)
期 間等	-	-	概ね25年度まで	H20～24年(5年間)	H18～24年(5年間)、H20年度よ り改定予定	H18～H22年(5年間)
各計画間の 関係	-	-	県地域保健医療計画 等	医療費適正化計画、地域保 健医療計画、健康増進計画、 介護保険事業支援計画 等	健康にいがた21 地域ケア体制 整備構想、がん対策推進計画等	左記のうち、へき地等にお ける保健医療分野を再構 成したもの。
その他	-	-	各自治体で公立病院改革 プランを作成中	県医療費適正化計画策定中	4疾病5事業医療連携体制策定 中	-
医療機能 (主な内容 等)	-	地域中核病院 病床数：一般275床 診療科目(14診療科) 平均在院日数： 16.7日	公立病院の役割明確化。	平均在院日数短縮化の数値 目標	地域の医療機能の明確化 機能 分担、人工透析設備の充実等、 受入れ態勢の整備 改定：4疾病・5事業の診療実施 施設の具体化。	
へき地医療	へき地医療支援病院 十日町病院 へき地診療所2	へき地医療支援病院			へき地医療拠点病院の巡回診療 等推進、へき地患者輸送車等施 設・設備の充実	無医地区等の医療を確保 するため、へき地診療所、 へき地医療拠点病院等を 充実。
在宅医療	無医地区 10 準無医地区 2 へき地等診療所設置地区 2 在宅医療等(訪問診療、 訪問看護等) 6,133件	109件			医療機関、訪問看護ステーション 等の体制を整備。	
救急医療	一次救急：民間診療所を 中心に在宅当番医制を実施 二次救急：病院郡輪番制5 病院 三次救急：主に、長岡日赤 病院、中央病院	病院群輪番制参加			(初期救急体制)医師会と連携 し、在宅当番医制の周知、休日 急患診療所、休日歯科診療所の 整備、充実。(二次、三次救急体 制)輪番制を担う病院の施設整 備 等	
災害関係	十日町病院が災害拠点病 院	災害拠点病院(災害医療支 援チーム[DMAT保有])、耐 震構造			災害拠点病院充実。DMAT等の 確保、実践的訓練の充実	
ネットワー ク (病診連携 等)	6病院(一般487床、療養 158床、精神180床) 国保4診療所(十日町市) 診療所(民間、国保4診療 所含む)40診療所	病診連携推進	病院機能の再編 病診連 携体制の構築 等		かかりつけ医等の普及浸透、患 者病態に応じた病診連携を促 進。 改定：地域連携バスの構築(4疾 病5事業)、地域連携室((逆)紹 介の窓口、転院調整、医療機関・ 介護施設等の連携調整機能)、 開放型病床 等	
保健との連 携	[参考]十日町圏域の基本健 診(実績)：14,674件	健康診断(実績)：6,326 件 人間ドック実施なし		特定健康検査、特定保健指 導指導の数値目標 住民健 康増進対策 等	予防、検診の充実 等	
福祉との連 携	十日町圏域：特別養護老 人ホーム(7施設：定員449 人)、介護老人保健施設(4施 設：定員410人)	社会福祉施設協力病院		療養病床から介護保険施設 等への転換 等	退院後の生活を支えるため、ケ アカンファレンス等により患者情 報を介護・福祉関係者とに共有。	
市、町の役 割(国、県 等の計画か ら求められる 内容を含む) 病院の経営 形態(運営 主体等)	-	県立県営	公立病院等の再編・統合、 ネットワーク化 等	特定健康検査、特定保健指 導指導の数値目標 住民健 康増進対策 等。	(初期救急医療体制)医師会と連 携し、在宅当番医制について地 域住民への周知、地域の実状を 考慮した休日急患診療所、休日 歯科診療所の整備、充実。 改定：(4疾病5事業)予防、検診 の充実 等	十日町病院と国保直営診 療所(第1種)室野診療所 及び松之山診療所との連 携 等。
医療スタッ フ等の確保 財政支援等	-	新大、東京医科歯科大学等 から医師 一般会計繰出金(県) 3.4億円(実績) 等 各種補助金(国、県) 等	医師派遣等拠点病院の整 備 再編等に伴い必要となる交 付税措置の優遇 等 一般会計繰出基準(国) は、従来どおり。			新大をはじめとする関係機 関と連携して、へき地医療 に従事する医師等の確 へき地支援病院による補 助金制度(国、県) 等。

十日町病院に関する

区分	十日町圏域の現状 (十日町市、津南町)	がん対策推進計画	健康にいがた21	健康とうかまち21	特定健康診査等実施計画	地域ケア体制整備構想		
課題		(国)	(健康増進計画) (県)	(十日町市)	(十日町市)	(県)		
内容 (目的)	-	がん対策を総合的かつ計画的に推進する。	県民一人ひとりが、健康づくりに取り組み、「すこやかで、いきがいに満ちた生活できる社会」の実現を目指す。	市民の健康づくり対策の目標を定め、市、県、関係団体等が連携し、総合的に支援するために策定。	特定健康検査・特定健康指導を効率的かつ効果的に実施するため、実施方法や数値目標などの基本的事項を定めたもの。	高齢者の希望や状態に応じて、住み慣れた自宅や地域における生活継続を支える「地域ケア体制」の充実に図る。		
根拠法令等	-	がん対策基本法第11条(都道府県がん対策推進計画)	健康増進法第8条(県の健康増進計画)	健康増進法8条(市の健康増進計画)	高齢者医療確保法第19条	「療養病床の再編成を踏まえた「地域ケア整備構想(仮称)」の策定について」(厚生省H18年8月)等		
期間等	-	H20～24年(5年間)	H12～24年(13年間)	H19～23年(5年間)	H20～24年(5年間)	H20年1月策定		
各計画間の関係	-	健康にいがた21、保健医療計画等と整合。	地域保健医療計画、県がん対策推進計画等と整合。	十日町市総合計画、十日町市特定健康診査等実施計画、十日町市老人保健福祉計画等と整合。	十日町市総合計画、十日町市特定健康診査等実施計画、十日町市老人保健福祉計画等と整合。	県地域保健医療計画、県介護保険事業計画、健康にいがた21(健康増進計画)等との整合。		
その他	-	県がん対策推進計画については策定中。	-	-	-	-		
医療機能 (主な内容等)	-	地域のがん医療の中心的役割を担う拠点病院を整備。緩和ケアチームを有する医療機関を整備等。						
へき地医療	へき地医療支援病院 十日町病院 へき地診療所2 無医地区 10 準無医地区 2 へき地等診療所設置地区2						在宅医療に係る遠隔医療システムの活用等。	
在宅医療	在宅医療等(訪問診療、訪問看護等) 6,133件	(がん関係)在宅医療提供体制の整備等。						訪問看護、訪問リハビリ等の充実。在宅利用に係る遠隔医療システムを検討。
救急医療	一次救急:民間診療所を中心在宅当番医制を実施 二次救急:病院郡輪番制5病院 三次救急:主に、長岡日赤病院、中央病院							
災害関係	十日町病院が災害拠点病院							
ネットワーク (病診連携等)	6病院(一般487床、療養158床、精神180床) 国保4診療所(十日町市) 診療所(民間、国保4診療所含む)40診療所	(がん関係)拠点病院に5大がん(肺、胃、肝、大腸、乳)に関する地域連携クリティカルバス整備等。						地域連携クリティカルバスの整備。かかりつけ医又は在宅療養支援診療所との連携により、緊急時の入院医療の確保体制を構築。
保健との連携	[参考]十日町圏域の基本健診(実績):14,674件	(がん関係)市が行う日常的健康管理の一環としての乳がん自己触診等。	健康増進法に基づく各種検診等の実施、生活習慣病院に関する知識の普及等。	健康検査やがん検診などをより受けやすくする。子どもから高齢者までの生活習慣病予防等。	医療機関(かかりつけ医)と連携した保健指導等。	対象者の状態に応じたりハビリを切れ目なく一体的に提供するため、保健・医療・福祉の関係機関との連携。		
福祉との連携	十日町圏域:特別養護老人ホーム(7施設:定員449人)、介護老人保健施設(4施設:定員410人)						退院後のケア体制充実のため、施設の医師、介護支援相談員等によるケアカンファレンス体制の確立等。	
市、町の役割(国、県等の計画から求められる内容を含む) 病院の経営形態(運営主体等)	-	(がん関係)検診受診率の向上。市健康増進計画等に基づき、がん検診等を計画的、効果的に推進。	健康増進法に基づく各種検診等の実施、生活習慣病院に関する知識の普及等。	上記のとおり。	上記のとおり。国が示す基本方針に即し目標値等を設定。	十日町市老人保健福祉計画との整合性を図る。		
医療スタッフ等の確保 財政支援等	-							

十日町病院に関する

資料 3

区分	十日町圏域の現状 (十日町市、津南町)	老人保健福祉計画 (第3期介護保険事業計画含む)(十日町市)	十日町市都市計画マスタープラン(十日町市) 【まちづくり関係】	十日町中核病院構想 (十日町市)	十日町地域広域圏医療再編の検討案 (新潟県厚生連)	たたき台(案)
課題						
内容(目的)		十日町市における老人保健施設及び介護保険事業の取り組みの目的を明らかにし、高齢者等へ向けた保健福祉の充実を図る。	市におけるまちづくりの総合的な指針としての役割をはたすもの。	地元十日町市が中心となり取りまとめた新十日町病院の構想案	新十日町病院、松代病院の運営主体を希望している厚生連の構想案	信濃川筋の地域中核病院としてある程度完結できる二次医療機能を持つ医療を提供する。 「十日町病院等の医療提供体制に関する検討会」で検討。
根拠法令等		老人保健法第46条の18(老人保健計画)、老人福祉法第20条の8(老人福祉計画)、介護保険法第117条(介護保険事業計画)	都市計画法第18条の2(市の都市計画に関する基本的な方針)		新十日町病院の運営主体を希望している厚生連の構想案	
期間等		H18～20年(3年間)	概ね37年度まで	H18年10月策定		H20年10月頃とりまとめ予定
各計画間の関係		十日町市総合計画等	十日町市総合計画、県「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)			左記計画等
その他		十日町市は、第4期介護保険事業計画を作成中				
医療機能(主な内容等)				(将来的な)がん診療拠点病院、がん治療・緩和センター、人工透析機能、リハビリテーション医療提供機能、経皮的冠動脈形成術(PTCA)実施機能、産科・小児科及び小児救急機能	圏域基幹病院と位置づけ、急性期を中心とした総合的な医療提供。2.5次救急に対応[中条病院を統合し350床]。リハビリセンター、人工透析センター[50床]設置 併設施設:看護専門学校(1学年定員30名程度)の設置を検討。	地域中核病院、がん治療・緩和ケアセンター、人工透析機能、リハビリテーション医療提供機能、周産母子センター等(一般病床:275床程度)
へき地医療	へき地医療支援病院 十日町病院 へき地診療所2			へき地医療拠点病院		へき地医療支援病院としての機能を充実(無医地区への巡回診療の充実等)
在宅医療	無医地区 10 準無医地区 2 へき地等診療所設置地区 2 在宅医療等(訪問診療、訪問看護等) 6,133件				在宅医療を積極的に推進。	訪問診療の実施、支援の充実等
救急医療	一次救急:民間診療所を中心に在宅当番医制を実施 二次救急:病院郡輪番制5病院 三次救急:主に、長岡日赤病院、中央病院			24時間・365日の救急医療体制を整備。設備はMRI、CT等の医療機器、重症室としてICU・HCU的な機能を整備。	圏域の救急医療体制を確立。(ドクターカーの配置・ヘリポートの設置)	24時間1次救急診療所、救急隊員が常駐するワークステーションを併設(十日町地域消防本部等との連携)、病院群輪番制に参加。
災害関係	十日町病院が災害拠点病院			災害拠点病院		災害拠点病院、地域災害センター機能、DMAT保有、施設(免震構造)
ネットワーク(病診連携等)	6病院(一般487床、療養158床、精神180床) 国保4診療所(十日町市) 診療所(民間、国保4診療所含む)40診療所	保健師等が、医療機関、民生委員、在宅支援センター等の関係機関と連携し、寝たきり・認知症者などを訪問相談等。			他医療機関とのネットワークを構築し、診療機能の有機活用を図り、医療資源有効活用。(圏域他医療機関を慢性期中心とし、急性期を中心とした基幹病院との機能分担を図る)	地域連携バスの整備、地域連携センター機能(地域連携病院への医師派遣等)、地域医療支援病院の可能性の検討
保健との連携	[参考]十日町圏域の基本健診(実績):14,674件	健康教育、健康相談、健康診査を実施、健康づくり事業、機能訓練事業等。		健診センター機能を充実。	住民の健康意識の向上と健康確保。医療・保健・福祉の情報発信基地として行政等と連携。健診センター設置。	地域保健センター機能の併設(高齢者健康管理、生活習慣病指導等:十日町圏域自治体と連携)、人間ドックの実施
福祉との連携	十日町圏域:特別養護老人ホーム(7施設:定員449人)、介護老人保健施設(4施設:定員410人)	介護予防事業、施設サービスの目標事業量等の計画。ヘルパー派遣や病院への通院付き添え援助等。			医療・保健・福祉の情報発信基地として機能を高め、行政及び関係機関との連携効果を図る。	退院後のケア体制充実のため、施設の医師、訪問看護師、介護支援専門員等によるケアカンファレンス体制の確立等
市、町の役割(国、県等の計画から求められる内容を含む)病院の経営形態(運営主体等)		上記計画を実施。	病院施設周辺部のまちづくり、アクセス道路整備(市道)、跡地利用(病院が移転する場合)、公共交通機関との調整等	救急隊員が常駐するワークステーションを併設(十日町広域消防との連携)	圏域内の公立・公的病院の経営管理を一体化し、公設民営で民間の経営手法を取り入れた効率的な運営を目指す。	24時間1次救急診療所(医師会との連携)、救急隊員が常駐するワークステーションを併設(十日町地域消防本部等と連携)、病院施設周辺部のまちづくり、跡地利用(病院が移転する場合)、公共交通機関との調整等 公設民営(県立民営)
医療スタッフ等の確保財政支援等				公的病院(日赤、済生会、厚生連)による運営		大学医局等からの医師派遣 国(補助金、交付税等)、県(補助金等)による財政支援(公設民営でも、従来と同様に国の一般会計繰出基準適用有り)。